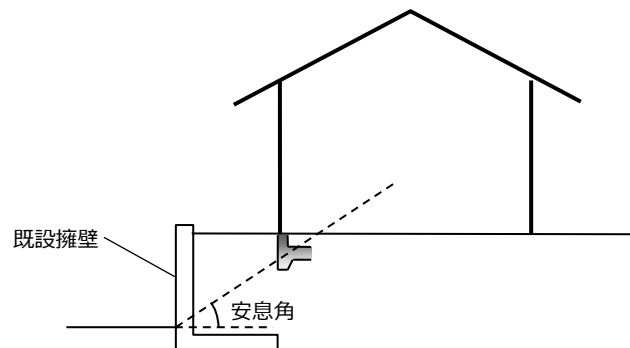


単体規定 1-5	敷地の衛生及び安全
敷地の安全及び構造耐力	
関連条項：法第 19 条第 4 項、堺市建築基準法施行細則第 8 条第 4 項	

【内容】

- ・ 法第 19 条第 4 項では、建築物がかけ崩れ等による被害を受けるおそれのある場合においては、擁壁の設置その他安全上適当な措置を講じなければならないとある。
- ・ 擁壁は上載荷重を見込んだものとするが、既存擁壁等で上載荷重を見込んでいることが確認できない場合は、下図のように地盤改良や深基礎等により安全上適当な措置を行うものとする。



【解説】

- ・ 既存擁壁があり、その擁壁が上載荷重を見込んでいることが確認できない場合、地盤改良又は建築物の基礎を安息角内におさめることによって擁壁に負荷をかけないように安全上適当な措置を行う必要がある。
- ・ なお、地盤改良を行う場合は、改良後の地盤が崩れないよう配慮すること。
- ・ また、安息角とは一般的には 30 度であるが、地盤の状況により 30 度以上とすることができる。
- ・ 安息角を考慮する場合の起点は、図 1 に示す A 点とする。
- ・ べた基礎の場合は、図 2 のとおり底盤すべてが安息角内に収まるようにすること。

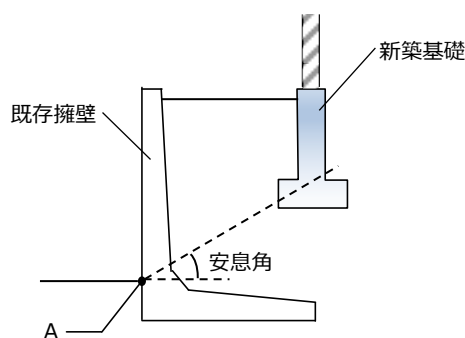


図 1 鉄筋コンクリート擁壁の安息角の起点

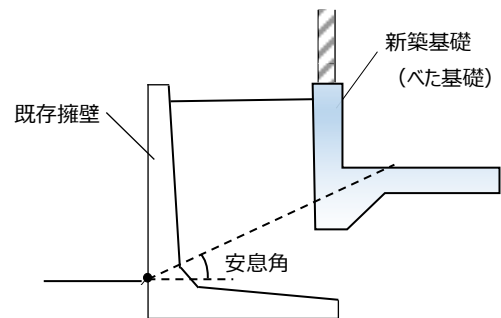


図 2 べた基礎の底盤

- ・ 擁壁の前面に水路又は側溝がある場合で、幅又は高さが 30cm を超えるものの安息角の起点は、図 3 に示すとおり水路又は側溝の底面の位置からとする。

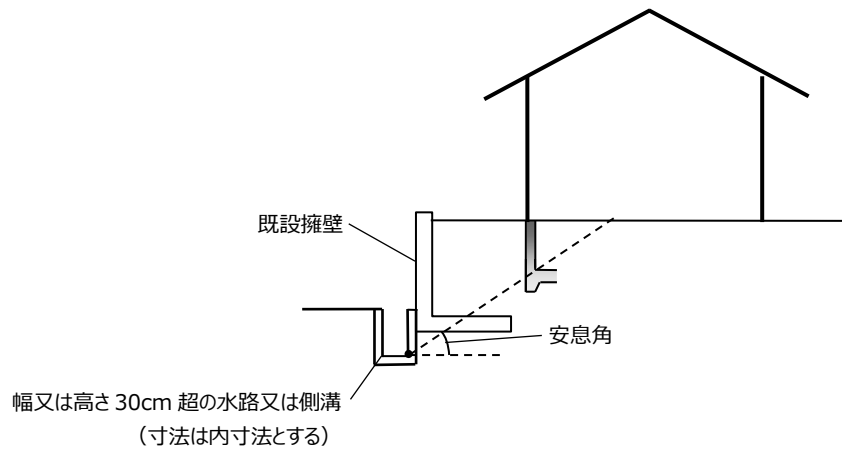


図 3 幅又は高さ 30cm 超の水路又は側溝がある場合